

□練馬区高齢者リフト付福祉タクシー利用案内□

ストレッチャーや車いすのまま乗り降りできるタクシーの費用の一部を区が負担します

利 用 で き る 方

練馬区民で介護保険の要介護3～5に認定されている65歳以上の方。ただし、日常外出時に車いす・ストレッチャーを使用している方に限ります。(付添人の同乗は可能です。)

料 金 に つ い て

メーター料金 + **介助料金等の加算料金** をお支払いください。

- ・加算料金は、事業者ごとに違います。詳しくは、「事業者一覧」をご覧くださいの上、予約の際に事業者にご確認ください。
- ・予約料金と迎車料金の相当する料金を、区が負担します。

身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方は、手帳を提示することでメーター料金が1割引になります。
その場合、「練馬区障害者リフト付福祉タクシー」の対象となりますので、そちらをお使いください。

利 用 方 法

- ① 「事業者一覧」から事業者を選び、直接、電話等で「練馬区リフト付タクシー事業を利用したい」と事業者に利用日の2週間前から前日までに予約してください。
- ② 乗車日当日は、最新の介護保険被保険者証を運転手に必ず提示してください。(区に報告するために、お名前・ご住所・要介護度を控えさせていただきます。)

ご 注 意 く だ さ い

- ・**練馬区に住民登録がない方は、ご利用できません。**
- ・予約料金と迎車料金の相当する料金を区が負担するのは、上記の利用方法で、「事業者一覧」の事業者のタクシーを利用した場合のみです。
- ・予約をキャンセルする場合、キャンセル料金が発生することがあります。詳しくは、「事業者一覧」をご覧くださいか、事業者に確認してください。
- ・車両の空き状況や交通事情等によっては、対応できないこともあります。詳しくは事業者にご確認ください。

●問い合わせ先

高齢者支援課 高齢給付係 Tel 5984-2774 (直通)
各地域包括支援センター